

令和4年度徳島県二次救急医療体制確保支援事業実施要領

1 事業の概要

徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱に基づき、二次救急医療機関に対し、搬送受入件数に応じた補助を行うことにより、患者の円滑な受入れを進めるとともに、三次救急医療機関の負担を軽減し、県内の救急医療体制の維持・確保を図る。

2 補助対象

補助対象期間中に 85件以上の救急搬送受入れを行った県内の救急告示医療機関（三次救急医療機関を除く。）

3 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 補助対象経費

救急患者受入れのため必要となる給料及び職員手当

5 補助基準額

補助対象期間中の救急搬送受入件数に1,000円を乗じた金額

6 補助の流れ

- (1) 医療機関は、所定様式による「補助金交付申請書」、「所要額調」、「収支予算書（見込書）抄本」及び「二次救急医療体制確保支援事業計画書」を県に提出する。
- (2) 県は、審査の上、申請のあった医療機関に対し、補助金交付決定を行う。
- (3) 医療機関は、交付決定を受けた事業内容に変更がある場合は、必要に応じ県に変更承認申請を行う。（「補助事業変更承認申請書」、「変更理由書」、「所要額調」、「収支予算書（見込書）抄本」及び「二次救急医療体制確保支援事業計画書」を県に提出する。）
- (4) 医療機関は、事業の終了後、実績報告を行う。（「実績報告書」、「所要額精算書」、「収支決算書（見込書）抄本」及び「二次救急医療体制確保支援事業実績報告書」を県に提出する。）
- (5) 県は、医療機関に対し、補助金額の確定を通知した後、医療機関からの請求により、補助金を交付する。

7 その他

補助金は、予算の範囲内で交付するため、申請状況によっては、交付要綱に定める基準額に満たない額で交付決定することがある。

8 問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部医療政策課広域医療室 担当 目崎

電話 088-621-2732 ファクシミリ 088-621-2898

電子メール mesaki_junichi_1@pref.tokushima.jp